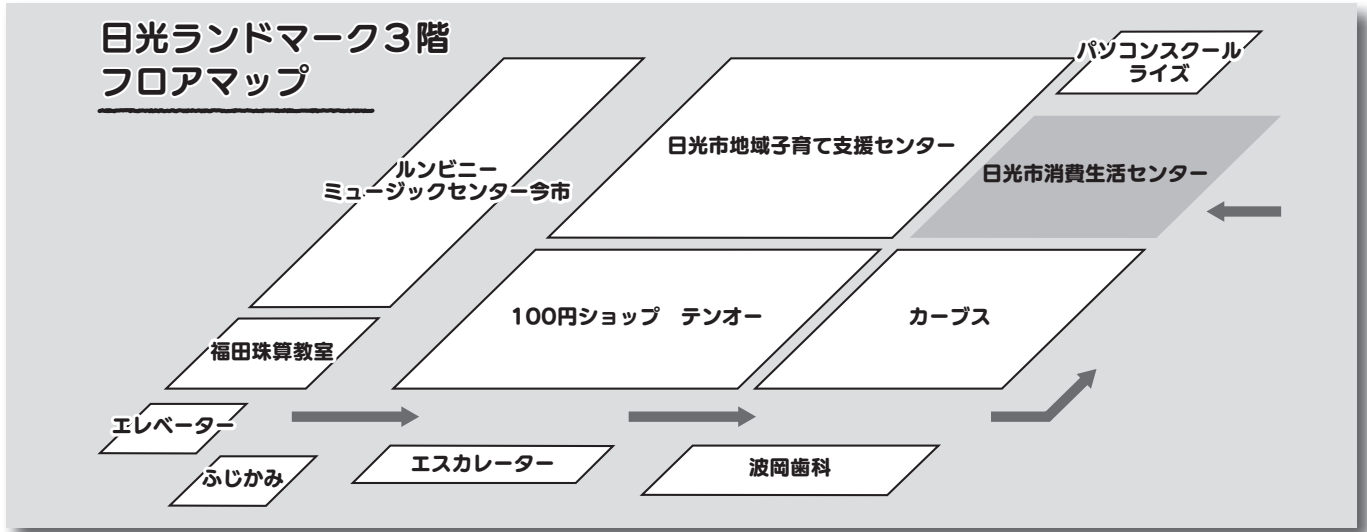


4月1日 日光市消費生活センター が移転します

4月1日(木)、日光市消費生活センターは、日光ショッピングプラザ(今市456)4階から日光ランドマーク(今市412-1)3階に移転します。青い観覧車が目印の建物です。あわせて、日光市地域子育て支援センターも同フロアに移転します。



- ・インターネットで商品を購入したが、商品が届かない
- ・訪問販売で断り切れず購入してしまったが、解約したい
- ・定期購入をやめたいが、業者と連絡がつかない
- ・「これって詐欺かしら？」と不安になる電話や訪問があった

そのようなトラブルでお悩みの場合、日光市消費生活センターまでご相談ください。月曜～土曜日の午前10時～午後4時に相談を受け付けています。専門知識を持った相談員が消費生活に関する相談に無料で対応いたします。

日光市消費生活センター ☎0288-22-4743

新型コロナウイルスワクチン接種 市役所職員などをかたった「なりすまし」に注意!!

ワクチン接種は無料です。予約金などをとることはありません
電話やメールで個人情報を求めることもありません

特殊詐欺撃退機器を無料で貸し出ししています

市では、特殊詐欺撃退機器を無料で貸し出ししています。
ご自宅の電話に取り付けて使います。65歳以上の方のみでお住まいの世帯や、日中65歳以上の方だけになる世帯が対象で、貸与期間は6カ月、更新は1回までです。

くわしくは 生活安全課 ☎0288-21-5112

イベント出店業者の登録を受け付けます

くわしくは 商工課 ☎0288(2)5136・FAX(2)5121

shoko@city.nikko.lg.jp

「イベント出店業者の登録」とは？

日光市に対し、イベントの主催者から市内の特産品をはじめ、飲食物産品の試食・販売などの出店依頼があった際、出店業者の公平な選定を行うため、また、イベント出店することにより日光市の物産の振興、市内事業者の販路開拓などに寄与するため、市は出店を希望する業者の登録を行います。

登録業者の方には日光市に出店依頼のあったイベント情報をメールでお届けします。日光市のネームバリューを生かし、市外のお客さまへのPR・販路拡大にぜひご活用ください。

なお、出店依頼があるのは、姉妹・友好都市のイベントや、東京スカイツリータウンソラマチにある県アンテナシヨップでのイベントなどです。

※新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止、または内容変更になる場合があります(詳しくは各イベントの募集要項または公式ホームページをご確認ください)。

登録対象者は？

市内で「飲食品(または物産品)の製造業」「小売業」「飲食業」を営む事業者が対象です。※その他にも条件がありますので市ホームページでご確認ください。

登録費用は？

登録は無料ですが、参加するイベントによっては出店料がかかる場合があります。

登録方法は？

市ホームページから「イベント出店登録票」をダウンロードし、必要事項を記入の上、問合先へ郵送、FAXまたはメールでお申し込みください。



市ホームページ「イベント出店業者登録」QRコード

日光市立地適正化計画に基づく届出制度が始まります

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎0288-21-5102

立地適正化計画とは

平成26年の「都市再生特別措置法」改正により創設された制度です。人口減少や少子・高齢社会にあっても、鉄道やバスなどの公共交通を利用しやすく、また、その周辺に生活に必要な施設などを集め、市民の生活やまちの活力の拠点となる市街地を維持し、暮らしやすく持続可能なまちづくりを進めるための計画です。

計画の概要

主な市街地に居住を誘導する「居住誘導区域」と日常生活に必要な都市機能(福祉、子育て支援、商業、医療、金融など)を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、それらの誘導を支援することでコンパクトシティを推進します。

事前の届け出が必要となります

都市機能(誘導施設として定める施設)や居住施設について一定規模以上の開発・建築を行う場合は事前に届け出が必要です。

計画の期間

計画の期間は令和3年度～令和22年度(20年間)です。
※パンフレットや届け出に関する内容は、問合先窓口または市ホームページでご確認ください



誘導区域のイメージ図